

群馬県訪問看護ステーション連絡協議会

会 則

平成 9 年 8 月

## 群馬県訪問看護ステーション連絡協議会会則

(名 称)

**第1条** この会は、群馬県訪問看護ステーション連絡協議会（以下「協議会」という）という。

(趣 旨)

**第2条** この会は、訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）相互の意志疎通を図り、訪問看護事業の円滑なる運営と整備拡充、群馬県民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

**第3条** この会は、次の事業を行う。

- (1) 会員の研鑽のための活動
- (2) 訪問看護推進のための活動
- (3) その他この会の目的達成のための活動

(事務所の所在地)

**第4条** この会は、事務所を会長の所属場所におく。

(組 織)

**第5条** この会は、群馬県内のステーションをもって構成する。

(会 員)

**第6条**

正会員 協議会の趣旨に賛同して入会したステーションをもって会員とする。

特別会員 訪問看護事業に従事する者、又は、訪問看護に関して学識経験を有する者で協議会の目的に賛同して入会した団体及び個人。

(役員等)

**第7条** この会に次の役員をおく、会長1名、副会長2～3名、理事若干名、監事1～2名。

(役員を選任)

**第8条** 役員は総会において正会員、特別会員の中から選任する。

(役員の任期)

**第9条** 役員は任期は2年とする。但し、補欠役員は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期終了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

**第10条** この会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事は会の企画・運営その他会務の執行にあたる。
- 5 監事はこの会の経理を監査する。

(顧 問)

**第11条** この会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、この会に功労ある者又は学識経験ある者の中から役員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席し意見を述べることができる。但し、表決に加わることはできない。

(世話人)

**第12条** 県下のステーションの円滑な運営を図るための連絡調整推進役として、群馬県医師会の担当理事および群馬県看護協会の担当理事を世話人とする。世話人は会議に出席し意見を述べることができる。また、会計監査の任に就くことができる。

(会 議)

**第13条** 会議は、正会員、特別会員をもって構成し、総会及び役員会とし、会議の議長は会長があたる。

総会は、年1回開催するが必要に応じて臨時総会を開催することができる。付議する事項は

- イ 事業計画及び予算
- ロ 事業報告及び決算
- ハ 役員を選出
- ニ 会則の変更
- ホ その他必要な事項

役員会は、役員をもって構成し必要の都度開催する。尚、必要に応じて顧問、世話人も出席できる。付議する事項は

- イ 総会に提出すべき議案
- ロ 会務、執行に関する事
- ハ その他役員が必要と認める事項

(議 決)

**第14条** 会議の議事は、出席者（1ステーション単位）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

会則は役員会の議を経て、総会で過半数の同意を経て改正する。

(経 理)

**第15条** 協議会の経理は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

- 1 会員は年会費として、1ステーション単位で額については役員会に諮り議決する。
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

この規約は、平成9年8月2日から施行する。

平成25年5月18日一部改正。

付帯事項

会費の額は、15,000円とし、途中入会のステーションも同額とする。